

スパイ防止法は 国家の情報管理

関東学院大学名誉教授

足立 昌勝

最近の諸状況(1)

- 突然の解散と自民党の圧勝に終わった総選挙
- 単独で三分の二の議席確保の意味
- 高市一強政治による日本の右傾化・保守化
- 安保三文書の改訂
- 防衛装備品の輸出規制「5類型」の撤廃
救難、輸送、警戒、監視、掃海
- インテリジェンス機能の強化
国家情報局創設による情報収集能力の強化とスパイ防止法

最近の諸状況(2)

・高市首相の年頭所感

昭和の多くの時代には、「今日より明日はよくなる」という「希望」がありました。日本と日本人の底力を信じてやまない者として、激動の昭和を生き、先の大戦や幾多の災害を乗り越えて**今の日本の礎を築いた先人の叡智と努力**に学びたいと思います。その上で、**変化をおそれず、必要な改革を断行**していきます。

・通常国会、法案61本提出へ 政府、情報活動の機能強化

インテリジェンス(情報活動)機能強化に向けて首相を議長とする「**国家情報会議**」の創設法案や、災害対応を担う防災庁の設置法案を出す方向

国家情報局創設へ向けての動き

- 自公連立政権の崩壊と自維＝高市政権の誕生
- 両党の合意事項
 - 歴史観
 - 安全保障
 - 保守的傾向がそのまま
 - スパイ防止法と国家情報局
- 10月24日 官房長官に国家情報局創設検討を指示
 - 24日の読売新聞・朝刊
 - 25日の朝日新聞・朝刊
- 高市首相の最近の表現
 - 「世界の咲き誇る日本外交を取り戻す」 **その意味を考えてみよう。**
 - 「日米同盟の新たな黄金時代」
 - 「変化をおそれず、必要な改革」

連立政権合意書によるスパイ防止法

- ▽26年通常国会における内閣情報調査室の格上げと「**国家情報局**」の創設。「国家情報局」は、「国家安全保障局」と同列。
- ▽現在の「内閣情報会議」(閣議決定事項)の発展的解消と26年通常国会における「**国家情報会議**」の設置。
- ▽27年度末までに独立した**対外情報庁(仮称)**の創設。
- ▽情報要員を組織的に養成するため、27年度末までに、インテリジェンス・コミュニティ横断的(省庁横断的)な情報要員(インテリジェンス・オフィサー)養成機関を創設する。
- ▽**インテリジェンス・スパイ防止関連法制**(基本法、外国代理人登録法およびロビー活動公開法など)について25年に検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる。

高市早苗氏によるスパイ防止法制定策動

高市早苗候補の総裁選での公約

- 「防衛力」と「外交力」の強化で、日本の平和を守る
- インテリジェンス関係省庁の司令塔としての「**国家情報局**」の設置、「**スパイ防止法**」の制定に着手する。

各党によるスパイ防止法制定策動 自民党

- 治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会の提言
- 25年5月27日、「『**治安力**』の強化に関する提言～安全・安心な日本を取り戻すために～」を取りまとめ、石破茂総裁に提言
- 外国勢力による偽情報・誤情報の拡散対策
- 国際的な環境の変化
- 外国からの偽情報の拡散への対処能力の向上
- 安全安心に対する脅威の高まり
- 情報部門の取組を国民に見えやすくする
- 重要情報を守る観点からスパイ防止法の導入に向けた検討の開始

各党によるスパイ防止法制定策動 維新の会

• 中間論点整理

(1) 本中間論点整理を発展させ「インテリジェンス改革」に関する包括的な提言書の公表

1) インテリジェンス統括組織としての内閣情報調査室及び内閣情報官を格上げし、**国家情報局**及び国家情報局長とする。

2) 独立した**対外情報庁**を創設する。

3) 省庁横断的な情報要員(インテリジェンス・オフィサー)養成機関を創設する。

4) 外国勢力からの Bot 等を使用した影響工作への対策を強化する。

(2) 防諜体制強化のために「**スパイ防止基本法**」、「外国代理人登録法」及び「ロビー活動公開法」の制定並びに上記提言に即した各種新法の制定及び法改正を行う。

各党によるスパイ防止法制定策動 参政党

- **新日本憲法構想案16条4項**で、「国は、外国による諜報活動を防ぐ機関を設置し、必要な措置を講じる。」と規定
- **参議院選挙での三つの公約** その一つとしての国の守り
 - 日本への舵取りに外国勢力が関与できない体制づくり
 - 強国の論理や過度なグローバリズムに対抗し、自由社会を守る国民国家を目指す!
 - 外国資本による公用地買収や企業買収、水資源買収から地域を守る!
 - 移民受け入れより、国民の就労と所得上昇を促進!
- **参院選での主張**
 - 日本版「スパイ防止法」等の制定で、経済安全保障などの観点から外国勢による日本に対する侵略的な行為や機微情報の盗取などを機動的に防
 - 止・制圧する仕組みを構築。

各党によるスパイ防止法制定策動 国民民主党

- 参議院選挙での公約
 - 「自分の国は自分で守る」「主権を守りぬく」として、
 - 防衛施設周辺以外も対象とした「外国人土地取得規制法」の制定
 - 領海・国境・離島対策
 - **スパイ活動防止対策強化**
 - 外免切替の厳格化・適正化
-
- **検討チーム**の初会合 9月11日
 - 「国民の自由と人権の尊重」や「国家の存立と主権の擁護」、インテリジェンス関係省庁職員の保護を主な論点に議論を進める方針を確認。

各党によるスパイ防止法制定策動 国民民主党

- 国民民主党作業チーム
- 9月25日 中間報告案を公表
- **【外国勢力活動透明化法案】**
 - ・外国勢力の国内活動の登録・一部公開
 - ・登録について審査・監督する機関を設け、制度運用状況を国会に報告
- **【国家戦略立案能力強化・コミュニティ改革法案】**
 - ・政府にインテリジェンス(情報収集・分析)戦略の策定・公表を義務付ける
 - ・独立したインテリジェンス機関の創設
- **【インテリジェンス関係者安全保護法案】**
 - ・関係者の安全を確保するため、偽装身分による活動を保障
- 10月2日 中間報告案公表見送り

国家秘密は、軍備増強とともに 一戦前のスパイ防止法の特徴

- 軍国主義下のスパイ防止法

軍機保護法⇒ゾルゲ事件、宮沢事件で猛威

要塞地帯法⇒軍港のある所を地図から抹消

軍用資源秘密保護法⇒天気予報、馬の頭数も秘密

国防保安法

戦後改革による戦前との訣別

- GHQの指令による軍国主義を担った諸法・制度の廃止
- 新憲法の成立⇒平和主義と戦争放棄⇒軍事秘密の不存在
- 戦前型スパイ防止法の廃止
- 特高警察の廃止
⇒内務省による**秘密裏の公安警察の創設**

戦後における国家秘密の保護

- **刑事特別法・MSA秘密保護法**

処罰対象となる行為

刑事特別法 合衆国軍隊の機密を侵す罪として、探知・収集、漏泄およびそれらの未遂・陰謀・教唆・せん動の処罰

MSA秘密保護法 探知・収集、漏泄および業務上過失漏泄、未遂、陰謀、教唆・せん動を処罰。

- **公務員の守秘義務**

国家公務員法100条

地方公務員法34条

自衛隊法59条

自民党のスパイ防止法案 その背景

- 勝共連合による自民党への働きかけ

1979年 勝共連合が、「スパイ防止法制定促進国民会議」結成

- ・ 自民党への働きかけ

1979年4月 機関紙「平和と安全」創刊(月刊)

6月 高知県佐川町議会で制定を求める意見書を採択

1980年3月 福岡県で県議会では初の推進決議

1981年5月 47都道府県全てに「県民会議」結成

1982年2月 福井県下42自治体で全国初の全議会推進決議

10月 県議会での推進決議が過半数を突破

1985年6月 国家秘密法案、議員立法で国会提出

自民党のスパイ防止法案 その根拠

- ・「**日本は、スパイ天国である**」との主張を背景とした提案。

制定促進国民会議

中曽根首相(当時)

自民党一問一答

- ・25年8月15日 石破内閣 「『各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、**スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家である**』とは考えていない」とする答弁書を閣議決定

自民党のスパイ防止法案

国家秘密の定義

防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件

我が国の防衛上秘匿することを要し

公になっていないもの

自民党のスパイ防止法案

行為類型と法定刑

- ・ 他人への**漏示**⇒5年以下の懲役
- ・ 不当な方法による**探知・収集**⇒10年以下の懲役
- ・ 国家秘密を取扱う業務者による他人への**漏示**⇒10年以下の懲役
- ・ 外国通報目的による探知・収集したものを**外国通報**⇒無期または2年以上の懲役
- ・ 国家秘密を取扱う業務者による**外国通報**⇒無期または2年以上の懲役
- ・ 外国に通報し、**安全を著しく害する危険性の惹起**⇒死刑または無期懲役

自民党のスパイ防止法案

批判的検討(1)

- ・「通報」「不当な方法」「安全を著しく害する危険」などの価値概念

⇒ **きわめて不明確**

- ・「通報」とは⇒自民党の「一問一答」の中で、「外国に防衛秘密を知らせ、又は外国がこれを知り得る状態に置くこと」と解説。

⇒ **活字で、秘密を公にする行為は「通報」**

- ・「不当な方法」については、「国家秘密」の探知・収集は、正当な方法で行なえるものではなく、つねに不当性がつきまとう。

⇒ **すべての方法が「不当」と評価され、探知・収集行為のすべてが処罰対象とされる危険性。**

- ・防衛秘密や外交秘密と指定された事項については、**主権者たる国民は何も知らされることはなく、判断の素材すら提供されない。**

自民党のスパイ防止法案

批判的検討(2)

- 法案は、「国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者」の業務により知得・領有した秘密の漏示などを規定している。

これは、国家公務員法や地方公務員法の守秘義務とは異なり、業務として国家秘密を取り扱う者は、別表の規定と相まって、たとえ一般人であっても処罰対象とされ、**その者は、業務をやめたあとも、国家秘密を漏示してはならない。**

その義務は、一生その者について回ることになる。

このような過酷な守秘義務を一般に課することができるであろうか。逆に言えば、国家秘密を取り扱う企業には、誰も就職しないという事態が起らないとはいえない。

スパイ防止法案に対する批判

世論による批判の高まり

- ・朝日新聞・スパイ防止ってなんだ—新聞週間を機に
1986年10月12日から10回連載
- ・朝日新聞・スパイ防止ってなんだ—欧米の場合
1986年11月28日から6回連載
- ・中央公論 1987年4月号

谷垣禎一・われら自民党議員「スパイ防止法案」に反対する
意見を寄せた議員：

大島理森、佐藤栄佐久、白川勝彦、杉浦正健、村上誠一郎、谷津義男

スパイ防止法案に対する批判

世論による批判の高まり(承継)

- **盗聴法NEWS** 1999年2月第1号発行
これは、議員の人たちの反対を表明するもの。
主な指導者：中村敦夫、福島瑞穂
- **新聞労連**
機関誌で、各地の反対状況を報道
- **労働組合**

スパイ防止法案に対する批判

日弁連・弁護士会の反応

- ・ **日弁連**

1985年10月 スパイ防止法案に対する意見書

1986年3月 国家秘密法案の問題点・批判意見書の考え方

1986年5月 国家(防衛)秘密法問題の常識

1988年5月 日弁連の考え方ー「スパイ防止法制定を支持する法律家の会」の「公開質問状」に対する回答書

- ・ **東京弁護士会** 1985年9月「エッ！わたしがスパイ？ーあなたも『スパイ防止法』に狙われる」

- ・ **静岡県弁護士会**

「スパイ防止法と市民生活を考える」講演会や演劇の上映

その後の展開 秘密保護体制の強化

自衛隊法の改正(2001年)96条の2

・ **防衛秘密** = 自衛隊についての別表第四に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの

・ 別表第四

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものものの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものものの 製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途

その後の展開 秘密保護体制の強化

- **特定秘密保護法** 四種類の特定秘密
 - **防衛秘密** 「自衛隊法96条の2別表」と同一
 - **外交秘密**

イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの

ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針

ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

その後の展開 秘密保護体制の強化

・特定有害活動防止関連秘密

イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

その後の展開 秘密保護体制の強化

・テロ防止関連秘密

イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

特定秘密保護法 罰則の対象と内容

1. 特定秘密の漏えい

- **業務従事者による漏えい**: 業務で知った特定秘密を漏えいした場合、10年以下の懲役または10年以下の懲役および1000万円以下の罰金
- **公益上の必要による提供を受けた者の漏えい**: 公益上の必要により特定秘密の提供を受け、それを知った者が漏えいした場合、5年以下の懲役

2. 特定秘密の不正取得

- **不正な手段による取得**: 欺罔、暴行、脅迫、窃盗、施設への侵入、不正アクセスなど不正な方法で特定秘密を取得した場合、10年以下の懲役

特定秘密保護法 罰則の対象と内容(承継)

3. 未遂・共謀・教唆・煽動

4. 過失による漏えい

- ・特定秘密の取扱業務従事者が過失により特定秘密を漏えいした場合、2年以下の懲役または50万円以下の罰金

- ・公益上の必要により提供を受けた者が過失により漏えいした場合、1年以下の懲役または30万円以下の罰金

スパイ防止法に対する世論の動き 賛成派

- スパイ防止法制定促進国民会議の動き
 - 2017年7月 ホームページがリニューアルし、活動再開
 - ⇒「スパイ防止法」制定促進サイト
 - 背後にある「国際勝共連合」の表面化
- 世界日報「社説」
 - 2024年5月11日 適性評価法成立 次はスパイ防止法の制定を
 - 2025年9月19日 スパイ防止法 早期制定で国益保護せよ

スパイ防止法に対する世論の動き

反対派

マスコミ

- ・5月24日 **東京新聞**こちら特報部「危ういスパイ防止法」
- ・9月6日 **毎日新聞**「治安維持法を想起させるスパイ防止法案への懸念」
- ・**紙の爆弾**8・9月号「民主主義国家における秘密とは何か」
- ・**紙の爆弾**10月号「人権規定なき参政党憲法案が抱える矛盾」

学習会

- ・10月26日「40年前の自民党スパイ防止法を検証する」市民集会
- ・11月 6日 秘密法・共謀罪廃止！監視社会反対！スパイ防止法反対！院内集会
- ・11月22日 救援連絡センターが学習討論会を予定

声明

- ・8月19日 秘密保護法対策弁護団「スパイ防止法の導入に反対する声明」

国家的情報管理システムの主張

- 維新の会の「中間論点整理」に色濃く表れている。
- 連合政権に向けた自維の合意は、「中間論点整理」を映したものの
- そこでの重点は、**国家情報局**の設置であり、国家情報局長の設置である。
- これを、国家安全保障局と同列に位置付ける。
- **国家情報会議**の設置

国家情報会議の設置

- 議長は首相
- 官房長官、外相、防衛相などインテリジェンスに係る閣僚らで構成
- 「**国家安全保障会議**」(NSC)と同格
- 政策決定に活用すべき国内外の**情報収集や分析**

国家情報局 その活動内容

- ・ 自民党は犯罪対策調査会の提言

外国勢力による偽情報・誤情報の拡散対策

国際的な環境の変化

外国からの偽情報の拡散への対処能力の向上

安全安心に対する脅威の高まり

- ・ 見本としてのCIA・中央情報局 Central Intelligence Agency

世界中から国家安全保障に関する情報を収集分析することを任務

公的活動と秘密活動(スパイ活動)

- ・ 内閣情報調査室の格上げ

内閣情報調査室の活動内容(1)

- **内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務**
- 内閣情報官のもと、次長、総務部門、国内部門、国際部門、経済部門、内閣情報集約センター、内閣衛星情報センターなどで構成
- 国内部門
 - 国内の情報収集・分析に関すること
- 国際部門
 - 国外の情報収集・分析に関すること
- 経済部門
 - 国内外の経済情報の収集・分析に関すること

これらを要約すれば、情報収集という名のスパイ活動を行っている。

内閣情報調査室の活動内容(2)

- **内閣衛星情報センター**

- 外交・防衛などの安全保障や大規模災害対応のため、情報収集衛星を運用
- 内閣情報官をセンター長とするカウンターインテリジェンス・センターが内閣情報調査室に置かれ、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針の施行に関する連絡調整等
- 国又は国民に対する脅威に関する情報提供の受付
- 2015年12月、「国際テロ情報収集・集約幹事会」、「国際テロ情報集約室」、「国際テロ情報収集ユニット」の設置

- **国際テロ情報収集ユニット**

- 4名の幹部級職員の下、東南アジア、南アジア、中東、北・西アフリカ、欧州の5地域を中心に、国際テロ情報を収集。

スパイ防止法と国家情報局 その関係性

- **スパイ防止法**

秘密へのアクセス＝探知・収集を禁止

探知・収集した秘密の漏示・漏洩を禁止

探知・収集した秘密の外国への通報の禁止

- **国家情報局** National Intelligence Agency

国内外に張り巡らした人的要因による情報の収集・分析

・端的に言えば、**国家によるスパイ活動の容認**

内なる情報の遮断と外なる情報の取得

「国内の取り締まり」と「国外の情報収集」

今後に向けて まとめとして

- 国民主権と情報の在り方
- 国はすべての情報を管理できるのか
- 知る権利との関係
- 新たな闘う戦線の構築を

• ご清聴、ありがとうございました。

• スパイ防止法制定反対の闘いは、新たな段階
に突入しました。

• 国家の情報管理を許さず、国家情報局創設反
対に向け、総力を結集して頑張りましょう。